

裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要
綱等に基づく事務の実施状況について

(期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1 開示申出等に関する事務の実施状況について

(1) 司法行政文書開示

申出件数 最高裁 1143件 (前年比 約2%減)

下級裁 730件 (前年比 約5.1%減)

終局件数 最高裁 1039件 下級裁 1038件

全部又は一部開示の判断 最高裁 732件 下級裁 723件

全部不開示の判断 最高裁 279件 下級裁 297件

取下げ 最高裁 28件 下級裁 18件

(2) 保有個人情報開示

申出件数 最高裁 1.6件 (前年比 約5.7%減)

下級裁 5.9件 (前年比 約1.2%減)

終局件数 最高裁 1.7件 下級裁 5.7件

全部又は一部開示の判断 最高裁 1.3件 下級裁 3.3件

全部不開示の判断 最高裁 4件 下級裁 2.1件

取下げ 最高裁 0件 下級裁 3件

2 苦情申出に関する事務の実施状況について

(1) 苦情申出件数 87件 (原判断庁 最高裁 49件 (保有個4件含む)、下級裁 38件 (保有個6件含む)) (前年比 約3.0%減)

(2) 情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問した件数 86件

(3) 答申件数 115件

裁判官会議議決事項案

下記の最高裁判所規則において最高裁判所が定めることとされている次の非常勤職員に支給する旅費，日当及び宿泊料に関する事項については，最高裁判所事務総長に委任されていることを確認する。

民事調停官，家事調停官，専門委員，労働審判員，民事調停委員，家事調停委員，精神保健審判員及び精神保健参与員

記

- 1 民事調停官及び家事調停官規則（平成15年最高裁判所規則第15号）第5条第1項
- 2 専門委員規則（平成15年最高裁判所規則第20号）第7条第1項ただし書
- 3 労働審判員規則（平成17年最高裁判所規則第3号）第7条第1項
- 4 民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和49年最高裁判所規則第5号）第7条第1項
- 5 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則（平成16年最高裁判所規則第13号）第6条第1項

(令和3.7.12 経監印)

経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所。
- 2 期 日 令和3年9月15日（水）。
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 経理行政等事務全般の連絡協議。
- 5 出席者 各高等裁判所事務局次長、8人

(令和3.7.26 経監印)

経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和3年10月14日（木）
- 3 開催方法 ウェブ会議を用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）
を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 経理行政事務全般の連絡協議
- 5 出席者 (1) 高等裁判所事務局の会計課長及び管理課長。
(2) 高等裁判所事務局の総括企画官，会計課企画官，会計課課長
補佐，会計課専門官及び管理課課長補佐のうち出席を希望する
者。

(令和3.11.29 経監印)

経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和4年1月20日（木）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 経理行政等事務全般の連絡協議
- 5 出席者 各高等裁判所事務局次長 8人

(令和3.12.13 経監印)

経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和4年2月16日（水）
- 3 開催方法 ウェブ会議を用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）
を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 経理行政事務全般の連絡協議
- 5 出席者 (1) 高等裁判所事務局の会計課長及び管理課長
(2) 高等裁判所事務局の総括企画官，会計課企画官，会計課課長
補佐，会計課専門官及び管理課課長補佐のうち出席を希望する
者

令和 2 年度裁判所所管補正予算（第 3 号）（案）について

（単位：千円）

区 分	金 額	備 考
当初予算額	326,624,181	
1次補正後予算額	326,624,181	
2次補正後予算額	327,883,247	
補正要求額	△1,588,438	
修正追加額	2,118,249	裁判所施設費 （裁判所施設における安全・安心の確保） 1,631,696 ・ 裁判所施設の耐震化 新島簡裁 ほか 6 庁 ・ 非常用設備の改修 9 庁 物 件 費 （裁判手続の I T 化等） 486,553 ・ 民事訴訟手続の I T 化 ・ 裁判手続の I T 化のための情報インフラ基盤の整備等
修正減少額	△3,706,687	不用による既定経費の減少 人 件 費 483,369,452 物 件 費 △337,235
3次補正後予算額	326,294,809	

令和2年度補正予算（第3号）（案）施設主要案件

裁判所施設における安全・安心の確保

1 裁判所施設の耐震化

(1) 改修による耐震化 2庁

簡 裁 （東京）新 島
（青森）野 辺 地

(2) 昇降機設備の耐震化 5庁

本 庁 宇 都 宮 地 家 裁
東 京 家 簡 裁
地家裁支部 （横浜）川 崎
（福島）郡 山
（福島）い わ き

2 非常用設備の改修 9庁

令和2年度補正予算（第3号）（案）物件費の案件

裁判手続のIT化等 4億8700万円

1 民事訴訟手続のIT化 2億2400万円

システム開発のための要件定義及び調達支援業務

裁判書類の電子提出に係るアプリケーションの構築費用

2 裁判手続のIT化のための情報インフラ基盤の整備等 2億6300万円

J・NET基盤更改等の工程監理支援業務等

セキュリティ強化のための改修等

※百万円未満四捨五入

令和3年度予算案について

資料1

区 分	令和2年度 当初予算額	令和3年度 予算額案	比較増△減額	増△減率	(単位:百万円)
					補正予算 (第3号)計上額
裁判所所管	326,624	325,368	△ 1,256	△ 0.4%	2,119

1. 裁判事務処理態勢の充実

(単位:百万円)

- 民事事件関係経費 2,650 (前年比 △343)
 - ◇ 民事調停, 労働審判, 専門委員関連経費など
- 民事裁判手続のIT化等 229 (前年比 △91)
 - ◇ ウェブ会議を活用した争点整理の運用経費など
- 刑事事件関係経費 4,396 (前年比 △140)
 - ◇ 裁判員裁判, 心神喪失者等医療観察事件関連経費, 法廷通訳関連経費など
- 家庭事件関係経費 6,173 (前年比 △40)
 - ◇ 家事調停関連経費など
- 事件共通関係経費 15,871 (前年比 +823)
 - ◇ 各種事件処理に共通する諸経費

2. 裁判所施設の整備

- 裁判所施設の耐震化等 14,624 (前年比 △2,400)

3. その他の機構維持等に必要な経費

- 職員人件費 265,459 (前年比 +902)
- 司法修習生関係経費 5,035 (前年比 +103)
- その他の機構維持等経費 10,931 (前年比 △70)

※四捨五入等の理由により, 端数において計数が合致しない場合がある。

4. 人的機構の充実

- 増員 41人
 - 書記官 2人
 - 事務官 39人
 - ※速記官から事務官への振替2人を含む
- 定員合理化 56人

一般経費の内訳

資料2

物件費

374億円(12%)

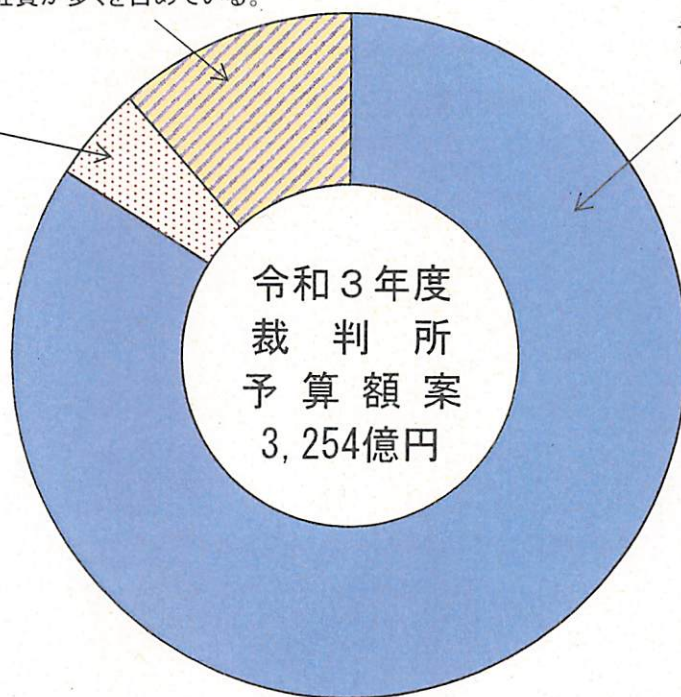
裁判の運営に直接必要となる経費(裁判費)等の義務的な経費のほか、庁舎維持管理経費等、固定的ないし他動的経費が多くを占めている。

人件費

2,733億円(84%)

施設費

146億円(4%)



(単位：億円)

	3年度 予算額案	2年度 予算額	増▲減額
人件費	2,733	2,724	9
物件費	374	372	3
施設費	146	170	▲24
合計	3,254	3,266	▲13

(注1) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

(注2) 令和2年度予算額には、臨時・特別の措置分として24億円を含む。

令和3年度予算(案)施設主要案件

1 庁舎新営・増築

(新営・継続分) 8庁

本庁	(東京) 中目黒分室(仮称)	(3)
	津地家裁	(7)
	鳥取地家裁	(9)
	佐賀地家裁	(8)
地家裁支部	仙台高裁秋田支部秋田地家裁	(5)
	(富山) 高岡	(7)
	(広島) 福山	(4)
	(松江) 浜田	(3)

(増築・継続分) 1庁

本庁	熊本家裁	(3)
----	------	-----

(新営・新規分) 2庁

本庁	富山地家裁	(11)
地家裁支部	(静岡) 沼津	(8)

2 裁判所施設の耐震化

(建替え・継続分) 3庁

地家裁支部	(神戸) 柏原	(3)
	(大津) 彦根	(4)
	(津) 伊賀	(4)

(改修・継続分) 1庁

本庁	大阪高地裁	(6)
----	-------	-----

(建替え・新規分) 1庁

地家裁支部	(盛岡) 二戸	(7)
-------	---------	-----

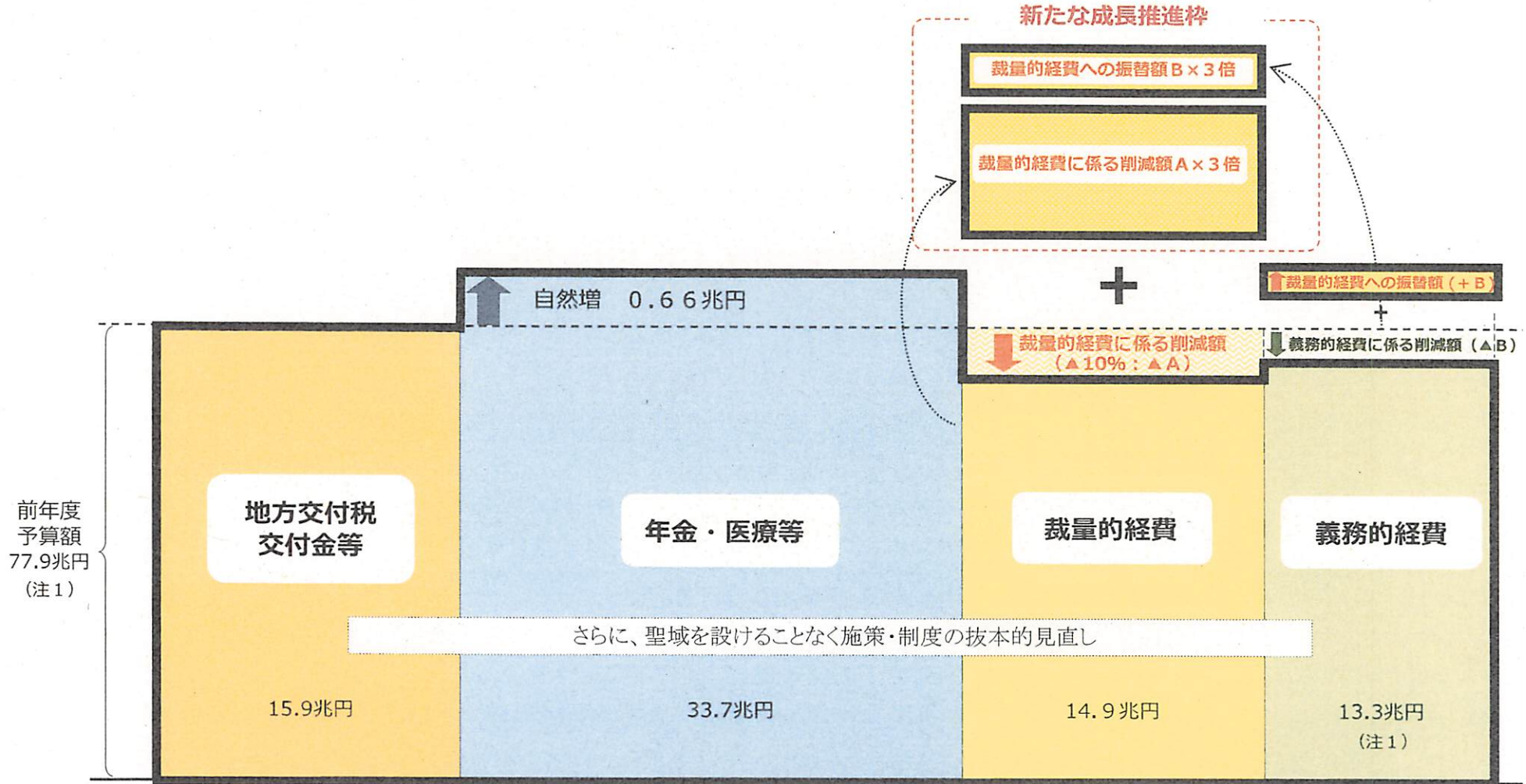
※ ()内の数字は完成年度を示す。

令和3年度予算案の主な経費

(単位:千円)

	令和3年度 予算額案	令和2年度 当初予算額
<事件関係経費>		
家事調停委員手当	4,999,420	(4,955,812)
心神喪失者等医療観察制度関連経費	1,650,786	(1,656,625)
民事調停委員手当	1,140,114	(1,193,438)
裁判員等の日当・旅費	643,492	(660,196)
法廷通訳関連経費	410,203	(424,011)
労働審判制度関連経費	274,950	(253,153)
<民事裁判手続のIT化関連経費>		
ウェブ会議等を活用した争点整理の運用	228,796	(224,048)
システム開発のための要件定義及び調達支援業務	-	(-)
書面の電子提出	-	(-)
全体計画策定のためのコンサルティング	-	(95,700)
<情報システム関連経費>		
J・NET運用等経費	2,577,476	(1,844,668)
裁判員候補者名簿管理システム	447,770	(276,900)
保管金事務処理システム	333,392	(392,660)
裁判事務支援システム(NAVIUS)	203,544	(329,382)
督促手続オンラインシステム	102,470	(236,075)
裁判事務処理システム(民事及び家事)(MINTAS)	102,440	(84,392)
裁判事務処理システム(刑事)(KEITAS)	85,758	(301,704)
<司法修習関連経費>		
修習給付金関連経費	3,288,794	(3,315,846)
修習資金貸与金関連経費	1,100,520	(1,017,864)
<その他>		
庁舎維持管理等経費	6,330,615	(6,219,437)
光熱水料	3,094,886	(3,234,674)
赴任旅費	795,246	(542,233)

令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



- ※ 地方交付税交付金等については「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減について加減算。
- ※ 消費税率上げとあわせ行う増（社会保障の充実等）については、消費税収、地方消費税収並びに重点化及び効率化の動向を踏まえ、予算編成過程において検討。
- ※ 子供・子育てについては、「子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、…こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する」及び「十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく」との方針を踏まえ、予算編成過程において検討。

(注1) 上記前年度予算額は、コロナ予備費を除いたもの。コロナ予備費を含めると、前年度予算額の総額は82.9兆円、義務的経費は18.3兆円。
 (注2) コロナ対策については、今後の感染状況により、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求する。

令和4年度概算要求(案)の概要

最高裁判所

(単位:百万円)

区 分	令和3年度 予算額	令和4年度 要求・要望額	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	325,368	331,720	6,352	2.0%

※要求・要望額には「新たな成長推進枠」8,167百万円を含む

(単位:百万円)

1. 裁判事務処理態勢の充実 32,507 (前年比+3,187)

- 裁判手続等のIT化関係経費 2,126 (前年比+1,897)
 - ◇ 民事, 刑事, 家事の各IT化関連経費, 情報基盤整備関連経費
- 民事事件関係経費 2,775 (前年比 +125)
 - ◇ 民事調停, 労働審判, 専門委員関連経費など
- 刑事事件関係経費 4,169 (前年比 △ 227)
 - ◇ 裁判員裁判, 心神喪失者等医療観察事件関連経費, 法廷通訳関連経費など
- 家庭事件関係経費 6,188 (前年比 +15)
 - ◇ 家事調停関連経費など
- 事件共通関係経費 17,249 (前年比+1,378)
 - ◇ 各種事件処理に共通する諸経費

2. 裁判所施設の整備 17,549 (前年比+2,925)

- 裁判所施設の耐震化等 17,549 (前年比+2,925)

3. その他の機構維持等に必要経費 281,665 (前年比 +240)

- 職員人件費 265,313 (前年比 △ 146)
- 司法修習生関係経費 4,907 (前年比 △ 128)
- その他の機構維持等経費 11,445 (前年比 +514)

4. 定員要求

- 増員 67人
 - 家裁調査官 2人
 - 事務官 65人
- 定員合理化等 67人

※速記官から事務官への振替2人を含む。

- 事件動向, 充員状況等を踏まえた判事補40人の減

概算要求に係る経費の内訳

物件費

408億円(12%)

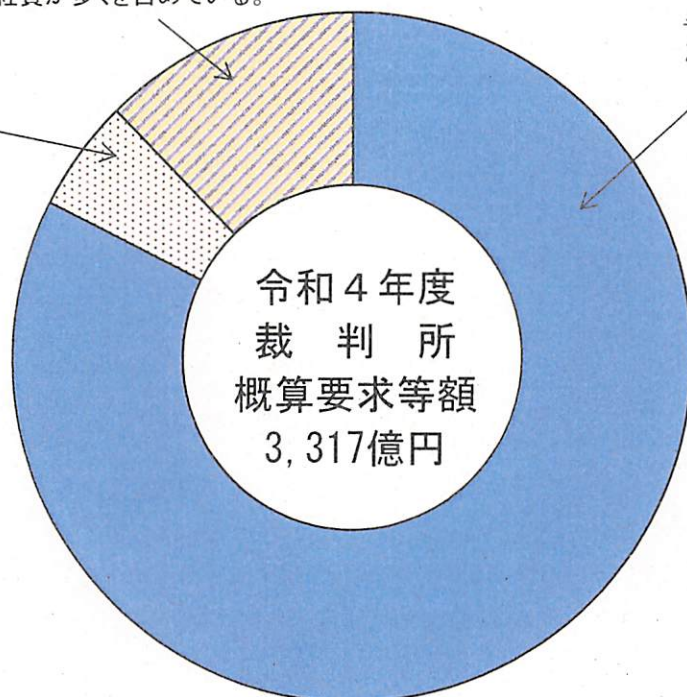
裁判の運営に直接必要となる経費(裁判費)等の義務的な経費のほか、庁舎維持管理経費等、固定的ないし他動的経費が多くを占めている。

人件費

2,733億円(83%)

施設費

175億円(5%)



(単位：億円)

	4年度 概算要求等額	3年度 予算額	増▲減額
人件費	2,733	2,733	0
物件費	408	374	34
施設費	175	146	29
合計	3,317	3,254	64

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

令和4年度概算要求(案)主な経費

(単位:千円)

	令和4年度 要求要望額	令和3年度 予算額
<裁判手続等のIT化関係経費>		
民事訴訟手続のIT化	1,573,719	(228,796)
ウェブ会議等を活用した争点整理の運用	145,885	(228,796)
書面の電子提出	210,337	(-)
民事訴訟手続のIT化に係るシステム	1,217,497	(-)
刑事手続IT化構想策定等	78,474	(-)
ウェブ会議等を活用した家事調停手続の運用	19,297	(-)
情報基盤整備等	454,376	(-)
<事件関係経費>		
※ 資料2 1. 裁判事務処理態勢の充実のうち民事・刑事・家庭事件関係経費の主なもの		
家事調停委員手当	4,999,420	(4,999,420)
心神喪失者等医療観察制度関連経費	1,575,343	(1,650,786)
民事調停委員手当	1,140,114	(1,140,114)
裁判員等の日当・旅費	639,277	(643,492)
法廷通訳関連経費	438,686	(410,203)
労働審判制度関連経費	275,772	(274,950)
<情報システム関係経費>		
※ 資料2 1. 裁判事務処理態勢の充実のうち民事・刑事・家庭・事件共通関係経費の主なもの		
J・NET関係経費(裁判手続等のIT化関係部分を除く)	3,761,273	(2,655,780)
裁判事務処理システム(民事及び家事)(MINTAS)	363,850	(102,440)
保管金事務処理システム	291,538	(333,392)
裁判員候補者名簿管理システム	247,634	(447,770)
裁判事務支援システム(NAVIUS)	142,904	(203,544)
最高裁判所汎用受付等システム	133,171	(40,056)
新民事執行事件処理システム	111,454	(48,113)
<司法修習関係経費>		
修習給付金関連経費	3,252,364	(3,288,794)
修習資金貸与金関連経費	1,067,434	(1,100,520)
<その他>		
庁舎維持管理等経費	6,414,806	(6,330,615)
赴任旅費	688,836	(795,246)

令和4年度増加要求人員表

官 職		区 分	事件処理の支援のための体制強化	国家公務員のワークライフバランス推進
行 (一)	家裁調査官		2	
	事務官		65 [2]	
合 計			67 [2]	

(注) []は振替(速記官から事務官への振替2)による増であり、内数である。

他に、判事補40の減、政府からの協力要請(平成26年7月25日付け内閣官房長官「国家公務員の総人件費に関する基本方針」等について)に対応するものとして合理化65がある。

最高裁と東京高裁の車庫統合に伴い、行(二)技能労務職員について(項)下級裁判所から(項)最高裁判所への振替12がある。

令和4年度概算要求施設主要案件

1 庁舎新営

(新営・継続分)	8庁		
本 庁	津 地 家 裁		(7)
	富 山 地 家 裁		(11)
	鳥 取 地 家 裁		(9)
	佐 賀 地 家 裁		(8)
	仙台高裁秋田支部秋田地家裁		(5)
地家裁支部	(静 岡) 沼 津		(8)
	(富 山) 高 岡		(7)
	(広 島) 福 山		(4)
(新営・新規分)	1庁		
簡 裁	(和歌山) 串 本		(7)

2 裁判所施設の耐震化

(改修・継続分)	1庁		
本 庁	大 阪 高 地 裁		(6)
(建替え・継続分)	3庁		
地家裁支部	(大 津) 彦 根		(4)
	(津) 伊 賀		(4)
	(盛 岡) 二 戸		(7)

※ ()内の数字は完成年度を示す。

令和3年度裁判所所管補正予算（第1号）（案）について

（単位：千円）

区 分	金 額	備 考
当初予算額	325,367,912	
補正要求額	△33,904	
修正追加額	3,129,830	物 件 費 （裁判手続のIT化等） 1,548,704 裁判所施設費 （裁判所施設の防災・減災対策） 1,581,126
修正減少額	△3,163,734	不用による既定経費の減少 人 件 費 △3,154,201 物 件 費 △9,533
1次補正後予算額	325,334,008	

令和3年度補正予算（第1号）（案）物件費の案件

裁判手続のIT化等**15億4900万円****1 民事訴訟手続のIT化**

13億2500万円

ディスプレイ等のウェブ会議用機器の整備

民事訴訟手続のIT化に係るシステム開発等及び要件定義支援等

裁判書類の電子提出に係るシステム改修

2 刑事手続のIT化

7800万円

刑事手続IT化構想策定等

3 家事事件のIT化

600万円

ディスプレイ等のウェブ会議用機器の整備

4 その他

1億4000万円

データセンターソフトウェアバージョンアップ

逃走防止用GPS端末の実証実験に係る業務委託

※百万円未満四捨五入

令和3年度補正予算（第1号）（案）施設主要案件

裁判所施設の防災・減災対策

15億8100万円

1 エレベーター設備の耐震化 13庁

本庁：福井地家裁，那覇地裁，東京家裁，大阪家裁，神戸家裁，
仙台家裁，札幌家裁

支部：（宇都宮）足利，（長野）飯田，（新潟）新発田，
（鳥取）米子，（鹿児島）名瀬，（仙台）石巻

2 老朽設備の改修 3庁

自家発電設備改修
火災報知設備改修 等

本庁：仙台高地裁，京都地裁，釧路地家裁

※百万円未満四捨五入

令和4年度予算案について

(単位:百万円)				
区 分	令和3年度 当初予算額	令和4年度 予算額案	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	325,368	322,814	△ 2,554	△ 0.8%

(単位:百万円)

1. 裁判事務処理態勢の充実 30,682 (前年比 +1,362)

○ 裁判手続等のデジタル化関係経費	717 (前年比 +488)
◇ 民事, 刑事, 家事の各デジタル化関連経費, 情報基盤整備関連経費	
※ 補正予算(1号)との合計額	2,265 (前年比 +1,550)
○ 民事事件関係経費	2,699 (前年比 +48)
◇ 民事調停, 労働審判, 専門委員関連経費など	
○ 刑事事件関係経費	4,127 (前年比 △270)
◇ 裁判員裁判, 心神喪失者等医療観察事件関連経費, 法廷通訳関連経費など	
○ 家庭事件関係経費	6,112 (前年比 △61)
◇ 家事調停関連経費など	
○ 事件共通関係経費	17,027 (前年比 +1,157)
◇ 各種事件処理に共通する諸経費	

2. 裁判所施設の整備 14,557 (前年比 △68)

○ 裁判所施設の耐震化等	14,557 (前年比 △68)
※ 補正予算(1号)との合計額	16,138 (前年比 △118)

3. その他の機構維持等に必要な経費 277,575 (前年比 △3,849)

○ 職員人件費	261,911 (前年比 △3,547)
○ 司法修習生関係経費	4,717 (前年比 △317)
○ その他の機構維持等経費	10,947 (前年比 +16)

4. 定員関係

○ 増員	41人
家裁調査官	2人
事 務 官	39人

○ 定員合理化等 67人

※速記官から事務官への振替2人を含む。

○ 事件動向, 充員状況等を踏まえた判事補40人の減

一般経費の内訳

物件費

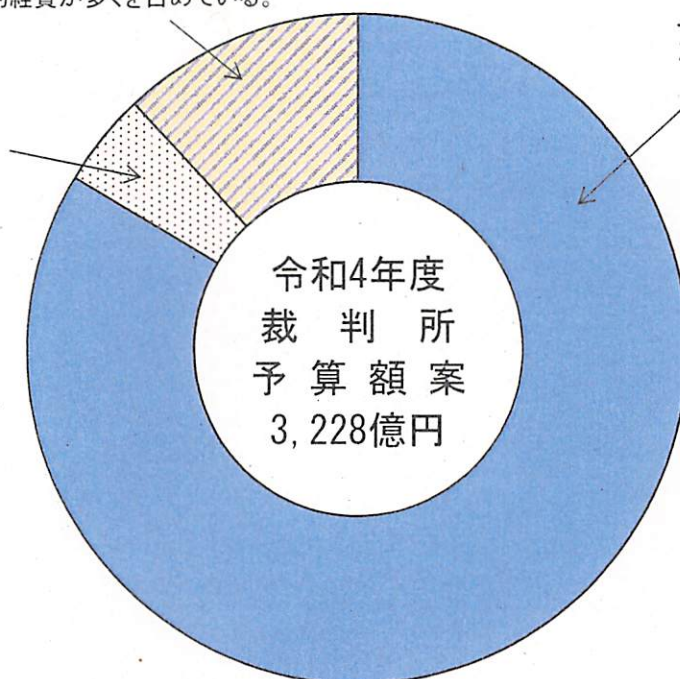
384億円(12%)

裁判の運営に直接必要となる経費(裁判費)等の義務的な経費のほか、庁舎維持管理経費等、固定的ないし他動的経費が多くを占めている。

人件費

2,698億円(84%)

施設費
146億円(4%)



(単位：億円)

	4年度 予算額案	3年度 予算額	増▲減額
人件費	2,698	2,733	▲35
物件費	384	374	10
施設費	146	146	▲1
合計	3,228	3,254	▲26

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

令和4年度予算(案)施設主要案件

1 庁舎新営

(新営・継続分)	8庁		
本 庁	津 地 家 裁		(7)
	富 山 地 家 裁		(11)
	鳥 取 地 家 裁		(9)
	佐 賀 地 家 裁		(8)
	仙台高裁秋田支部秋田地家裁		(5)
地家裁支部	(静 岡) 沼 津		(8)
	(富 山) 高 岡		(7)
	(広 島) 福 山		(4)
(新営・新規分)	1庁		
簡 裁	(和歌山) 串 本		(7)

2 裁判所施設の耐震化

(改修・継続分)	1庁		
本 庁	大 阪 高 地 裁		(6)
(建替え・継続分)	3庁		
地家裁支部	(大 津) 彦 根		(4)
	(津) 伊 賀		(4)
	(盛 岡) 二 戸		(7)

※ ()内の数字は完成年度を示す。

令和2年度研究会一覧表

(令和3. 1)

番号	応募型	研究会名	当初の実施時期	当初日数	実施時期	日数
1		弁護士任官者研究会	4月7日	1	4月7日	1
2		刑事専門研究会1(裁判員)	4月13日～4月14日	2	中止	
3	◆	簡易裁判所判事民事実務研究会	5月11日～5月12日	2	中止	
4	◆	簡易裁判所判事刑事実務研究会	5月12日～5月13日	2	中止	
5		支部長研究会	5月18日～5月19日	2	10月12日～10月13日	2
6	◆	民事専門研究会(DV)	5月29日	1	中止	
7		判事補基礎研究会	6月1日～6月3日	3	10月22日～10月23日	2
8	◆	民事通常基本研究会1	6月10日～6月12日	3	中止	
9		簡易裁判所判事基礎研究会	6月15日～6月18日	4	中止	
10		新任部総括裁判官研究会	6月22日～6月25日	4	10月26日～10月28日	3
11	◆	基盤研究会1(知的基盤1)行動経済学	6月29日～6月30日	2	3月4日～3月5日	2
12	◆	刑事実務研究会1	7月6日～7月7日	2	中止	
13	◆	基盤研究会2(裁判基盤1)ワークライフ	7月13日～7月15日	3	11月16日～11月17日	2
14		実務協議会(夏季)	7月16日～7月17日	2	7月17日	1
15		新任簡易裁判所判事導入研修	8月24日～8月28日	5	9月2日～9月8日	5
16	◆	金融・経済実務研究会	9月7日～9月8日	2	中止	
17	◆	少年基本研究会	9月9日～9月11日	3	9月11日	1
18	◆	基盤研究会3(裁判基盤2)グローバル化	9月14日～9月15日	2	9月14日～9月15日	2
19	◆	基盤研究会4(裁判基盤3)成長支援	9月16日～9月17日	2	2月12日	1
20	◆	部総括裁判官実務研究会	9月17日～9月18日	2	中止	
21	◆	医療実務研究会	9月24日～9月25日	2	9月24日	1
22	◆	行政基礎研究会	9月28日～9月30日	3	9月29日～9月30日	2
23	◆	行政実務研究会	9月30日～10月2日	3	9月30日	1
24		弁護士任官者研究会2	—	—	10月1日	1
25	◆	家事専門研究会1(後見)	10月8日～10月9日	2	10月8日	1
26	◆	中堅判事研究会	10月12日～10月14日	3	中止	
27	◆	民事通常基本研究会2	10月19日～10月20日	2	10月19日～10月20日	2
28	◆	簡易裁判所判事専門研究会	10月21日～10月23日	3	中止	
29	◆	民事通常専門研究会1(合議充実)	10月26日～10月27日	2	中止	
30	◆	刑事実務研究会2	10月28日～10月30日	3	10月29日～10月30日	2
31	◆	家事基本研究会	11月4日～11月5日	2	11月5日	1
32	◆	家事専門研究会2(面会交流)	11月5日～11月6日	2	11月5日	1
33	◆	建築基本研究会	11月10日～11月12日	3	11月12日～11月13日	2
34	◆	建築実務研究会	11月11日～11月13日	3	11月12日～11月13日	2
35	◆	刑事基礎研究会(事実認定)	11月16日～11月17日	2	11月19日	1
36	◆	刑事基本研究会1(事実認定)	11月16日～11月17日	2	11月19日	1
37	◆	刑事基本研究会2(訴訟運営)	11月18日～11月20日	3	11月20日	1
38	◆	労働基本研究会	12月1日～12月3日	3	12月1日～12月2日	2
39	◆	労働実務研究会	12月3日～12月4日	2	12月2日	1
40	◆	基盤研究会5(知的基盤2)科学哲学	12月7日～12月8日	2	中止	
41	◆	IT基礎研究会	12月9日～12月11日	3	12月9日～12月10日	2
42	◆	IT実務研究会	12月10日～12月11日	2	12月9日～12月10日	2
43	◆	刑事専門研究会2(被害者)	12月14日～12月15日	2	12月14日	1
44	◆	民事通常専門研究会2(争点整理)	12月17日～12月18日	2	12月3日, 12月16日	2
45		新任簡易裁判所判事研修	1月18日～2月19日	24	2月15日～2月26日	9
46		新任判事補研修	1月19日～1月25日	5	1月19日～1月21日	3
47		判事任官者研究会	2月1日～2月3日	3	中止	
48		実務協議会(冬季)	2月4日～2月5日	2	2月5日	1
49	◆	民事通常専門研究会3(複雑困難訴訟)	2月8日～2月9日	2	中止	
50	◆	刑事専門研究会3(医療観察)	2月15日～2月16日	2	2月15日	1
51	◆	医療基礎研究会	2月17日～2月19日	3	2月17日	1
52	◆	知的財産権基礎研究会	2月24日～2月26日	3	2月24日～2月26日	3
53		法律実務教育研究会	2月24日～2月26日	3	2月24日～2月25日	2
54	◆	民事通常専門研究会4(債権法改正)	3月1日～3月2日	2	中止	
55	◆	基盤研究会6(裁判基盤4)自由と安全	3月3日～3月5日	3	中止	
56	◆	外国司法専門研究会			3月1日～3月2日	2

【配布資料 2】

令和 3 年度の裁判官研修について

令和 3 年度の裁判官研修実施計画においては、別紙記載 1 の「裁判官研修（合同研修，個別研究）に関する重要な事項（平成 2 8 年度議決）」，同 2 「派遣型研修について（報告対象事項）」のいずれも変更はない。

裁判官研修（合同研修，個別研究）に関する重要な事項等

- 1 裁判官研修（合同研修，個別研究）に関する重要な事項（平成28年度議決）
 - (1) 合同研修（実施場所は司法研修所。ただし，カリキュラムの一部を受入先施設で実施することがあるほか，裁判所職員総合研修所や外部団体と合同で実施することがある。）
 - ア 裁判系（判事・判事補。3日間以内）
 - (ア) 事件分野別の分類
 - a 民事訴訟事件
 - ① 民事通常訴訟事件全般
 - ② 税務，会計，金融等の企業経済活動全般に関わる訴訟事件
 - ③ IT（システム開発やインターネットの利用）に関する訴訟事件
 - ④ 建築関係訴訟事件，建築調停事件
 - ⑤ 医事関係訴訟事件
 - b 行政訴訟事件
 - c 労働訴訟・保全，労働審判等の労働関係事件
 - d 知的財産権関係の訴訟・保全事件
 - e 民事その他事件
 - f 刑事訴訟，令状，医療観察等の刑事関係事件
 - g 人事訴訟事件，家事調停・審判事件
 - h 少年審判事件
 - (イ) 主たる対象者による分類
主たる対象者に応じて以下の四つに分け，事件分野別の必要に応じて実施する。
 - a 基礎（左陪席クラス）

- b 基本（右陪席クラス）
- c 実務（裁判長・右陪席クラス）
- d 専門（テーマに対応する裁判官）

イ 導入系（判事・判事補。期間は以下のとおり）

参加する者の特性に応じて以下の三つに分けて実施する。

- (ア) 年次（1週間以内）：判事補・判事の任官時等の節目の年次に到達した者
- (イ) ポスト（1週間以内）：支部長，部総括，所長等のポストに就任した者
- (ウ) 役割（3日間以内）：特定のポストに限らず，一定の役割が期待される立場にある者

ウ 基盤系（判事・判事補。3日間以内）

裁判や組織運営の基盤となる一般的資質・能力の涵養を目的として，事件分野にとらわれない広範な分野を取り上げて実施する。

エ 簡易裁判所判事の研修（簡易裁判所判事。期間は以下のとおり）

- (ア) 裁判系（3日間以内）
- (イ) 導入系（1週間以内。ただし，新任簡易裁判所判事が参加する研修のうち，1本については約1か月間）

(2) 個別研究（参加する者は判事・判事補。期間・実施場所は以下のとおり）

- ア 司法研究（2年間以内）：各所属庁，司法研修所のほかヒアリング先等
- イ ミニ研究会（1日間以内）：各実施庁
- ウ 各種調査・研究（随時必要な期間）：司法研修所又は調査研究受入先

2 派遣型研修について（報告対象事項）

(1) 判事補（期間・実施場所は以下のとおり。(2)及び(3)について同じ）

- ア 民間企業長期研修（1年間）：派遣先民間企業各社
- イ 日本銀行長期研修（1年間）：日本銀行

ウ シンクタンク長期研修（1年間）：21世紀政策研究所

(2) 判事又は判事補

国際刑事司法短期研修（年間4回，各1か月程度）：国連アジア極東犯罪防
止研修所

(3) 判事

ア 報道機関研修（1～2週間）：派遣先報道機関各社

イ 民間企業短期研修（1～2週間）：派遣先民間企業各社

ウ 研究機関短期研修（2週間）：理化学研究所

【配布資料】

令和3年度における裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要な事項

1 中央研修

司法研修所と合同で実施することがある。実施場所は、裁判所職員総合研修所であるが、司法研修所との合同実施の場合は、司法研修所で実施することもある。

(1) 管理者層を対象とするもの（各1日から5日程度）

ア 管理業務系

管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 首席書記官（1本）

(イ) 首席家裁調査官（2本）

(ウ) 事務局長（1本）

(エ) 次席書記官，次席家裁調査官，事務局次長等（2本）

(オ) 次席家裁調査官等（2本）

イ 研修事務系

研修計画について検討すること等を目的として実施する。

高裁事務局次長，高裁首席書記官，高裁所在地家裁首席家裁調査官（1本）

(2) 中間管理者層を主な対象とするもの（各1日から4日程度）

ア 管理業務系

中間管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 主任書記官，主任家裁調査官，課長補佐等（4本）

(イ) 主任書記官，主任家裁調査官，訟廷管理官，課長等（1本）

(ウ) 主任家裁調査官（2本）

イ 研修事務系

研修事務を担当する中間管理者等を対象とし，研修の的確な立案や円滑な

実施等を目的として実施する。

(ア) 研修の企画、実施を指導する立場にある者（2本）

(イ) 書記官研修（高裁委嘱）の講師予定者（分野別に4本）

(3) 主として管理職以外の層（書記官、家裁調査官、係長等）を対象者とするもの（各2日から5日程度）

ア 裁判事務系

(ア) 裁判事務の分野について、官職及び担当職務に応じて組織課題への取組、執務能力の向上等を目的として実施するもの

a 家事、少年を担当する書記官及び家裁調査官（家事1本、少年1本）

b 民事、刑事、家事を担当する書記官（民事2本、刑事及び家事各1本）

c 家裁調査官（特定のテーマについて3本）

d 速記官（1本）

(イ) 裁判事務の分野について、官職及び執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施するもの

a 家裁調査官（経験3年程度の者を対象者とするもの1本）

b 執行官（総括執行官、執行官、新任執行官をそれぞれ対象者とするもの各1本（なお、総括執行官を対象とするものは、隔年で実施している。））

イ 事務局事務系

事務局事務の分野について、総務、人事又は会計の事務を担当する係長等（担当事務ごとに1本）

ウ 研修事務系

研修事務を担当する係長等（1本）

(4) 新採用職員を対象者とするもの

総合職の新採用職員を対象として裁判所職員としての自覚と職務意識の高揚等を図る目的で実施するもの（3日程度を1本）

(5) その他

ア 情報化関係

情報化に伴う情報セキュリティの確保等の必要に応じて実施する（各2日程度）。

(ア) 情報セキュリティ対策事務を担当する管理職員（1本）

(イ) 情報化推進の役割を担当する職員（2本）

(ウ) 裁判事務支援システム（簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分）の導入事務を担当する職員（簡裁民事及び支払督促事件部分を2本、高裁刑事及び簡裁刑事事件部分を2本、計4本）

イ 採用試験事務関係

採用試験事務を担当する管理職員等を対象とし、採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を目的として実施するもの（1日程度を1本）

2 高裁委嘱研修

高裁に委嘱して実施する。実施場所は裁判所職員総合研修所（分室を含む。）又は各高裁とし、本数は各高裁において定める。

(1) 管理者層を対象者とするもの

次席家裁調査官等を対象者とし、家裁調査官に係る高裁委嘱研修等の充実、改善を目的として実施するもの（1日程度）

(2) 中間管理者層を対象者とするもの

新たに中間管理者（主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等）に任命された者を対象者とするもの（3日から5日程度）

(3) 主として管理職以外の層（書記官、家裁調査官、係長等）を対象者とするもの

ア 裁判事務系

裁判事務の分野について、執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 書記官（一定の執務経験を有する者を対象者とする。3日から5日程度）

(イ) 家裁調査官（主任家裁調査官も対象者とする。3日程度）

イ 事務局事務系

(ア) 事務局事務の分野について、新たに係長に任命された者を対象者とするもの（1日から3日程度）

(イ) 総務、人事又は会計の事務を担当する一定の執務経験を有する事務官を対象者とするもの（2日から3日程度）

(4) 事務官層を対象者とするもの

ア 仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する（3日程度）。

イ 基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力向上を図る（期間は実施機関が適宜定める。）。

(5) 新採用職員層を対象者とするもの

総合職を除く新採用職員を対象者として職務導入のための知識付与と心構えのかん養を目的として実施する（2日から5日程度）。

3 自庁研修

最高裁、高裁又は地家裁が所属する職員に対して実施する研修。実施場所は研修を実施する庁。本数は実施庁において定める。

(1) 裁判事務又は事務局事務の分野について、比較的執務経験の短い事務官を対象者とするもの（2日程度）

(2) 採用後1年程度の職員を対象者とするもの（3日程度）及び採用直後の職員を対象者とするもの（2日程度）

(3) 最高裁、高裁又は地家裁の実情に応じて実施するもの（期間及び対象者は実施庁において定める。なお、高裁が自庁及び管内地家裁の職員を対象として実施することがある（いわゆる高裁ブロック研修）。）

4 委託研修

裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させるもの。参加させる研修期間、職員は、最高裁において定める。

5 研究

実施場所は裁判所職員総合研修所、研究員の所属庁及び関係機関等。本数はテーマ等を勘案して裁判所職員総合研修所において定める。

(1) 書記官及び家裁調査官等の合同による実務研究（7月程度）

(2) 書記官による実務研究（1年程度）

(3) 家裁調査官による実務研究

ア テーマを定めて行うもの（8月程度又は3年程度）

イ 関係機関の業務の実際の研究を行うもの（8月程度）

ウ 心身の鑑別をテーマとして行うもの（1月程度）

エ 更生保護をテーマとして行うもの（2月程度）

6 このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

【参考】

1 書記官任用試験（CA）関係

書記官任用試験（CA）の第2次試験合格者を対象として、書記官の執務に必要な学識及び実務知識並びに職務遂行能力の有無を判定するための試験（53日程度。この間、各合格者の所属庁において実務研修を実施）

2 書記官及び家裁調査官の養成

(1) 書記官の養成

ア 裁判所書記官養成課程第一部（裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、令和3年度の裁判所職員総合研修所の入所指名を受けた大学法学部卒業者等を対象者とする。1年）

イ 裁判所書記官養成課程第二部（裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、

令和2年度及び令和3年度の裁判所職員総合研修所の入所指名を受けた大学法学部以外の学部卒業者等を対象とする。2年)

(2) 家裁調査官の養成

家庭裁判所調査官養成課程（令和2年度及び令和3年度の裁判所職員総合研修所の入所指名を受けた家裁調査官補を対象とする。2年)

以上